

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成24年6月19日（火曜日）

厚生文教委員会

日時 平成24年6月19日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、教育委員会、市民病院

第77号議案	「質疑・討論・採決」
第78号議案	「質疑・討論・採決」
第79号議案	「質疑・討論・採決」
第80号議案	「質疑・討論・採決」
第81号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」
第90号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 鈴木眞澄	副委員長 前崎みち子
委員 下江洋行	加藤芳夫 鈴木司郎
議長 夏目勝吾	

欠席委員（1名）

荒川修吉

説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において本委員会に付託されました第77号議案から第81号議案まで、第89号議案及び第90号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第77号議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第77号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案 新城市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 7月からこの公募に入るといって話がありましたけれども、この公募に際しての指定管理料、こういったことは決まってると思うんですけど、どのように金額的なことを考えられてるかお伺いしたいと

思います。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 指定管理料は、事業計画と一緒に収支計画を出していただくんですけども、その中で指定管理料を示していただくということで、過去3年の本市の老人ホームの収支実績を資料として提出しておりますので、それを参考に今後法人が経費が幾らぐらいかかるということで、その中で指定管理料を積算してもらおうということで提示をいただくということになります。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 確認なんですけど、こちらから金額を提示するという方式ではなくって、事業者のほうから収支計画書を出していただいて、それをもとに判断すると、こういう考えでよろしいですね。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 そのとおりでございます、金額も選定基準の中の一部に項目として考えております。

審査は、新城市の審議会の方へ諮る予定でおりますけども、その中の一つの事項には、事業計画、どういう方針の上、また、収支の計画はどうだということ、それも審査項目の一つに挙げると。指定管理料も経費の内訳になりますので、それも一つの項目に挙げるといってございまして。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の下江委員の質疑の続きで申しわけないんですけども、業者といふかその申し込む業者に任せるといふご意見、費用、事業費といふのか、先ほど、答弁の中で過去3カ年とちょっと言われましたよね、その実績。

次のデイサービスも一緒なんですけども、特に指定管理というのは、私も今までずっと調べていくと、非常に甘いんですけども、本当に、税金の無駄遣いじゃないんですけども、最初は市側から3年間、通年でもいいんですけど、

年幾らっていう指定の中で公募の申し込みをしてるんですけど、今回は市から金額の提示は、それじゃないということでよろしいんですか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 幾らということで募集をかけるわけではなくて、金額も収支の計画の中に載せていただくと。もちろん審査の中では、事業者が何社かあった場合にはそれも審査項目の一つになると。

例えば、一社しかなかったという場合ですけども、その場合には、現在の過去の実績ですね、本市の実績。それらから判断して、金額的に余り差がないということであれば、こちらでまた審査の中で、審査員に判断していただいて、そこが本当に指定するに適合するかどうかということも判断していただくというふうに考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 非常に、お金の話というと事業費の話、難しい話なんですよ。

それで、今まで過去に何回か、私もいろいろ調べた中で失敗というか非常に無駄だなどというところがあるんですけども、一事業者のみの場合については、過去の、今の実績も踏まえてというかこのところの話あったんですけども、複数あっても、入札と同じよう度高値入札という可能性も出てくる可能性もあるし、本当に適正な指定管理費を算出するためには、今まで過去直営でやってたときの実績というのかな、その辺は加味されないんですかね。加味というか、計算の上というか、評価委員、指定管理を評価する人たちがどの程度そういう事業に詳しい人が評価するかわかりませんが、私はそんな簡単なものじゃないって、指定管理費について。

これは、また今までの過去の指定管理で、3年間は3年間無駄があっても省けないというか前後しないというか、文化会館というように、金額に無駄があれば翌年変更できると

いう条文はないというか、決められた金額を3年間通すということなんですよ。

だから、最初のスタートというのは、非常に僕は肝心だと思うんですよ。そこらで、今まで新城市が直営でやってきた3年間でも5年間でもいいんですけど、本当に人件費がどのぐらい、どのぐらい、あといろんな一般管理費がどれぐらいかかるというのは、一度はじいてみるべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 人件費については、決算の中で人件費、示されておりますし、その3年間で推移がわかるようにはなっておりますけども、ただ、現場職はほとんど異動がないという状況でございまして、変わっているのは、どちらかという事務職のほうでございまして、人件費の推移というのも介護職、それから、事務職ということで考えれば、本市が今後継続していった場合に幾らになるということのははじけると思いますが。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そのとおりだと思うんですけど、ただ、指定管理に委託に出すのに、業者選定するのに、いろんな業務内容の精査をして、相手方から希望額を出させるというのに対して、それが三者、複数者あった場合、一社であった場合でも、その金額が適正かどうかという判断は、やっぱり今まで直営でやってたときのある程度のデータをもとにして、この金額ならいいだろうという判断材料もないのに、審査員が何人いるかわかりませんが、やっぱり指定管理費として一番は、業者としてはお金なんですよ。お金が流れるという、それに基づいて指定管理をするということが、やっぱり出す側としても抑えがないと出せないんじゃないかと思うんですけども、その辺市として計算はされないというか、払い抑えしないんですかね。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 指定管理料、金額を幾らぐらいということですけども、近隣の市町が指定管理をやっておりますので、その実績、指定管理をしたことによって、幾らぐらい削減されたかというのを押さえておりますので、そこまで近づくようには、うちとしては目標で、金額を審議会の中ではそういうことをお話ししたいというふうに思っておりますけど。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、事業者の申し込みの選定内容で、審査内容に入ってるかどうかわかりませんが、市内、市外、県外通じて、申し込みは自由というか、どんな扱いにしていく予定ですか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 募集の法人は、三河地区で、3年以上特別養護老人ホーム、または、養護老人ホームの運営実績のある社会福祉法人というふうに考えておまして、現在調べましたところ、三河地区では40法人、東三河に限りますと16法人でございます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 ちょっと確認といえますかあれですけども、先の本会議の質疑のときに、部長のほうから直系でやっているのが5市であるというようなことも説明であったかと思うんですが、その中で事務職の人件費やなんかも大幅に削減できるよというふうなことがあったんですが、今所長の話をお聞くと大分トーンダウンしちゃったかなという感じもするんですが、それはそれとしてこういう方法でやっていただくのはいいと思うんです。

ただ、そのほかに、一つ聞きたいのは、何

か遺骨があるというようなことをちょっと聞いておるんですが、実際そこら辺もしあるのか、それをこれから指定管理やっていくにはどのような形でそれを葬式やっていくのか。そこら辺どんな考えでおるんでしょうかね。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 遺骨が確かにございます。それで、その処分方法については、これから検討させていただくということで。まだ、そこまでちょっと話ができてない状況でございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 遺骨をずっと管理していて、これから検討するって、本当に動きが遅いなというふうに思うんですが、例えば、今、村では墓地を鴨ヶ谷だったかな、ありますよね。そういうところへ持って行って、お祀りしていく、あるいは、海へ持って行って散骨しちゃうのもそれでいいかもわからないですけども、これをそのまま指定管理者に渡してやってくださいじゃなくて、きちんと葬ってからやっていかんといかんのじゃないかなというふうに思うものですから、早急に検討していただきたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 ご指摘のとおりだと思いますので、そのことにつきまして早急に解決の方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 本会議のときの、今鈴木委員が言われたんですが、人件費の大幅な削減が見込めるというようなそういうお話もあったんですが、これは人員を減らすということではなくて、人員を減らすとサービスの低下が心配されるんで、人員を減員するというよりはむしろ一人一人の給料、これが下がるという、どちらかというところそういう理解の人件費の削減ということでよろしいんですか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 国の定める基準の中で、養護老人ホームの人員配置というのが決められておまして、人数が何人おれば介護職は何人いなければならないという基準がございますので、今のところ考えられることは事務専門の職員が今3名おるわけでございますけれども、例えば、指定管理になった場合、その事務職員がまた介護に回ることも考えられますし、また、事務職員が何名という基準はございませんので、そういう面では人員削減にもつながるのではないかと。

あわせて、また人件費の金額も下がる可能性は十分考えられるということでございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 人件費の話、よく出るのであれですけど、今現在も直営でやってるんですね。指定管理になった場合、業者が入った場合、本会議のときもちょっと言ったかもしれないんですけども、今働いている人の処遇はどういうふうに考えておるんですかね。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 現在の職員が、全員で11名おるわけでございますので、その中で入所者の養護に従事している方が3名、それから、デイサービスをされている職員が2名、それから居宅介護支援が2名と、それから栄養士が1名ということで、正規職員が11名ということでございますけれども。

臨時職員につきましては、ご本人の要望に応じて、その法人にまた雇っていただけるようには働きかけをしたいというふうに思っておりますけれども、正規職員につきましては本人の意思にもよるわけでございますけれども、配置換え、もしくは、その現場で勤めたいということであれば一たん役所をやめていただいて、またその法人で使っていただけるようには、こちらから法人に対して積極的にお願いしてまいりたいというふうには考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、正規職員11名は新城市の今、公務員ですよ。公務員という立場であるということは、新しいAならA事業者が指定管理を受けた場合については、そこでの採用というよりも市の職員という採用ですので、本当は4月とか年度当初になるかわからんけども、異動になる、そこ専門職で雇った職員なのかちょっと公務員なのかわからないですけども、首は切れないということになると、配置転換という形態になるのか、自主的に退職していただくかという、また、先ほど言われたように、公務員を退職してA業者に雇ってもらうというんなパターンがあるんですけども、何にしても今の、純然と市の職員の11名についての処遇というか、もう一度お答え願いたいんですけど。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 委員のご指摘のとおりでございますので、11名につきましては、配置転換ということで考えておまして、先に正規職員につきましては一応意向を聞いておまして、その中では特にやめたいということは聞かれませんでしたけれども、まだこれで募集をかけてみないと法人も決まりませんし、実際にあるかどうかはわかりませんし、また、法人がどこの地区の法人になるかわかりませんので、また、決定をした段階でもう一度職員には再度確認をしようということで考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 最後にもう1点。今途中であるかないかわかりませんっていう言葉が出たんですけども、事業者の申し込みというのか、もし公募がなかった場合はどうなるんですか。また、次年度も直営ですか。条例を制定しといて。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 方法としては、ない場合には、また直営を続けるという

方法もございますし、こちらで任意で法人のほうへお願いに上がって、再度審議会にかけるという方法になるかと思えますけども。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 養護老人ホームの事業の中に、デイサービスセンターの事業というのがこの後の条例で出てくるんですけど、介護支援センター事業、居宅介護支援事業所というのがあるのと、あと児童クラブ、この三つあるんですが、この辺につきましてはどのようになるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 居宅介護支援と在宅介護支援、いずれもケアマネージャーが必要ということで、現在2名おるわけでございますけれども、在宅介護支援センターがああ地区で老人ホームが手を引くと、ほかに在宅介護支援センターを任せられるような事業所がないというところで、在宅介護支援センターはやっていかなければならないというふうに考えておまして、そこは指定管理者と一緒にやっていただくようにということで、募集をかけます。

ですから、募集をかけるときには、養護老人ホームの入所措置の業務とデイサービスセンターと在宅介護支援センターを兼ねた居宅介護支援事業所、それだけの事業をあわせて募集をかけてまいります。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 老人ホーム内に八名児童クラブというのが、現在旧管理人室を利用して運営をしております。こちらの施設につきましては、今回条例改正の後も、原則的にはこのまま市のほうで児童クラブとして使うという予定をしております。

ただ、施設等老朽化がございますので、今後の八名児童クラブの場所につきましては、八名小学校等々と協議をしながら検討してま

いりたいと思っております。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 ぜひ、児童クラブ、この際八名小の近くになってもらうように検討していただきたいと思えます。

先ほどの介護支援センター、居宅も一緒にデイサービス事業と一緒にということの中にも一緒に入るといことなんですけど、本会議場の質問でもあったんですけど、養護老人ホームとデイサービス事業を一緒に行うことによって、効果的な事業ができるというその効果的なところをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 養護老人ホームとデイサービスを一緒に合わせて募集をかけるということですが、施設としてはもう一体的な施設になっておりますので、通路でも行き帰りできますので、そういうことを考えますとその部分だけほかの法人とか、例えば、市がまたそこでその部分、デイだけやるとか、そういうことは余り合理的ではないというふうに考えておまして、それから、もう一つ、今デイサービスセンターは、収支としては黒字を計上しております、法人を募集する場合、一緒に募集しますのでその黒字という部分も指定管理料の中には考慮されるのではないかとということで、一体で考えております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 もう1点、今の中で、養護老人ホームに入所される方は介護保険を使ってデイサービスを利用できるということ、また居宅のほうも入所してる人がそれを利用できるという点でも、ということの理解でよろしいでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 18年に老人福祉法が変わりまして、入所者の方も介護保

険のサービスが使えることになりました。それで、委員のご指摘のとおり、すぐ横にあるものですから、入所の中で使うということは合理的というふうにも思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第78号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第78号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案 新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、先ほどの78号と関連して申しわけないんですけども、79号の新城市デイサービスセンター寿楽荘の正規職員、指定管理と同じですね、今現状の正規職員と、同じ敷地の中ということで聞いていたんですが、78号と79号、施設が老人ホームとデイサービスで別々に指定管理の広報をするのか、同じ一つの敷地の中で行ったり来たりできるということになると、これは両方まとめて指定管理の方法にするのかという、その辺をお聞きしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 先ほどちょ

っとお話をさせていただいたんですけども、今回の募集につきましては、老人ホームの入所の措置の業務とデイサービスセンター、それから、在宅介護支援センター、居宅介護支援というのをすべてセットにして、法人を募集するというところでございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 人数は。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 デイサービスセンターの正規職員は2名です。あと、臨時が4名でございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 すいませぬ、ちょっと細かなことを聞いて申しわけないんですが、このセンターを利用できる方というのは、介護保険法でいう要介護者と要支援者、そして、市長が特に必要と認める者ということでいいですよ。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 そのとおりでございます。認定を受けた方。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 そうすると、この改正条文のこの5条の3項ですよ。ここで第1項でいう1号及び2号というのが要介護者と要支援者だと思うんですが、これについては指定管理者に収入を任せるよとっておると思うんですが、そうすると4条の3項でいうその他市長が定めた者の収入というものはどういような形になるのかお尋ねします。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 今、委員さんの言われたとおりでございますけども、1号は認定ですね、それから、2号が要支援と。3号につきましては、これは市長が特に定めるといって介護保険以外の方になります。それは、介護予防ということで市が特別に進める事業になりますので、それにつきましては市との委託契約という格好になりますので、

この3号については触れなかったということでございます。委託契約で収入を得ることができるということでございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それともう1点、そうすると委託契約ということになると、この改正前の条例の中に利用料金のところの5条の2項に市長が減免することもできるということは、要するに今言った委託契約の部分は市長が減免。それから、今度の改正条文でその5項のところ指定管理者が一部負担金を減免することができるということで、介護保険の要支援と要介護の人たちは指定管理者が減免する。それで、3項でいう市長が認める者、委託契約するものは市長が減免するという解釈でよろしいですか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 指定管理者が減免する一部負担金につきましては、既に市の制度がございまして、市が特別に収入が少ない方と認定した方には社会福祉法人は減免するということが、市で行われておりますので、そういうところで1項設けたということでございます。

そして、市長がほかの項目ですけども減免するということでございますけれども、介護保険の定めた金額でございますので、介護保険制度の中である程度基準額が決まっておりますので、本当に特別な場合でなければそれはまず適用することはないかと思っておりますけども、例えば、災害があった場合とか、そういう場合にはあり得るということでその部分を残してあるということでございます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 本会議の質問のとき、指定管理とする場合の検討すべき課題についての質問に対して、サービスの水準が一定の水準に達しているかどうかその辺をチェックす

ると。モニタリング的なチェックをして、それで指導をしていくという話だったんですけども、それはそれとして、今までの指定管理の施設に対する指導、それから管理の状況も考えると、モニタリングというのは、やはり公表して、それでこういった課題を指定管理する場合の課題としてモニタリングされるということなんで、これは公表する形で、目に見える形で改善が図れているかどうかというのを考えていくべきだと思いますし、そうしてほしいと思うんですけど、今現時点でその辺の考え方はどうなんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 岩田養護老人ホーム所長。

○岩田直幸養護老人ホーム所長 今のところは、まだそこまで考えておりませんが、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第79号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 新城市いきいきライフの館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、今度の社団法人新城市シルバー人材センターですね、公益社団になったというか、法律が変わったことは承知しておるんですけども、今までもそうですけども、シルバー人材センターはどのような公益的な、公益の事業って例を挙げていただいて、どこでやってたという、ちょっと教えていただけますか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 事業そのものについては、これで一般社団から公益社団に移行したことで、特に大きく変わるというようなことはないと思います。

それで、今もこの会員につきましては、長年培った知識、技能を社会のために貢献する、あるいは、自分の定年後のライフをいきいきとしたものにしていくと。で、一般から、具体的な草刈りだとか、庭木の手入れだとかいろいろあると思うんですが、そういったものを安価な配分金で行っていくというようなことでありまして、特にこうしたことで我々シルバーと今後の契約だとか、そういったものに特に変化はないと思っております。

ただ、シルバーのほうもちょっと確認したんですが、今まで総会の関係で年に2回予算決算をやってるそうなんです。公益になったことで、予算決算1本でやる。ただし、総会には今まで委任状を出して出席者に議決権を委任しておったんですが、どうもこの公益になってからは、書面の議決票、事前に総会の議題を会員に配布して、必ず欠席の人は書面の議決書を提出してもらおう。それで、出席については、当日出席してもらって、その出席者の賛成の数、それから書面の議決の賛成の数を合わせてやっていくというような、ちょっとその辺が時間がかかるというんですか、今まで委任で簡単にできたんですが、そんなようなことは聞いておりますけども、今のところは思っております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の続きで申しわけないんですけども、社団法人と今度は公益社団法人というのは違う。この公益社団法人というか、より強く公益部分というか、要するに収益事業じゃなくて公益を求められてくると思うんですよ。

今後何をどのように考えていくのかというか、今まで、先ほど課長さん、言われたように、変なことというといろんな人のペンディングの職を持っている人の職業あっせんというのか、そこからちょっとはねてシルバー人材の利益につながっているんですけども、そういうものよりもより公益部門を強制というか、強まっていくと、決算報告の中にそれがかなりウエートを占めてくるものですから、それはどういうものを考えられるかというか、そこをちょっと聞きたかったんですけども。公益部門、どういふのをやろうかと。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 ちょっとその辺、まだ勉強させてください。申しわけありません。

○加藤芳夫委員 わかりました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案 新城市立学校設置条例

の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 この学校の※のほうはあれですけど、第1条中の第244条の2というの、自治法関係だと思んですが、ここで第1項が加わったというのは、自治法か何か今回変わったためのあれですか。

○鈴木眞澄委員長 小石教育総務課長。

○小石清人教育総務課長 済みません。実は、担当課のほうにちょっと確認しておりませんが、条文を挙げたときに、そちらの担当の部署のほうから指示があったものですから、このように表示したというところがございます。申しわけございません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 90号議案のこの山吉田地区新設小学校のプール・外構・附属棟の入札の請負契約のことでちょっとお聞きしたいんですけども、いただいた資料によると契約方法は一般競争入札という形になっておるんですけども、落札者名簿を見ても非常に一般競争にしては参加者が少ないなという感じがして、何かこれ縛りを入れたかどうかという、まず1点最初にそこをお聞きします。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません。これは、あいち電子入札ですか。それもあわせて。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 まず、入札は電子入札でやっております。

それから、縛りですけれども条件付きの一般競争入札をしております、新城市に本店を置き、建築一式における最新の経営事項審査の総合評点が700点以上の特定建設業者。それから、二つ目としまして、北設楽郡に本店を置き、建築一式工事における最新の経営事項審査の総合評点が800点以上の特定建設業者であることという条件をつけておりま

す。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今のお話を聞きますと、表向きというのか、一般競争入札として縛りは多少入ってるんですけども、新城に本店ないし北設に本店、もうこれは指名とほとんど変わりませんよね。これだけの技術力を持った点数もあるということは限られた数社というふうに話になってしまうんですけども、広く市外にこういう特殊な事業の中で、なぜ市外のほうも含めなかったか、ちょっとその辺をまずお聞きいたします。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 失礼します。

この案件につきましては、入札審査会案件でございまして、審査会のほうで審議をさせてもらっているわけなんです、その中で基本的な方針としまして、市内にできるものは市内に発注しようという市内優先発注の方針が新城市としてはこれまで持っておりまして、今回の工事も当初の分割発注の考え方を受けまして、市内にできる範疇だということで、同じような条件で発注をさせていただいておるわけでございます。

今回も同じように市内業者で十分対応できる、市内業者及び北設の範疇で十分できるという工事の規模でございましたので、そういう条件をつけさせていただいたということでございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私がちょっとそれをなぜ聞きたかったのかというと、予定価格を公表、実はしてるんですよ。予定価格を公表しておいて、参加者が不特定、だれでもできるとなるとなかなか裏の結びはできないはずなんですよ。

今回本店をという縛りを入れたということは、もう限られた数社と決まってしまう。そうすると、どうしても裏の働きが働けば、結果的にこれが次は単純に入ったら約97.99%、

約98%の落札額なんですよ。むしろ予定価格がないほうが本当はよかったぐらいなんですけども、この内容を見ていくと、どう見たって、こういうことは言ってはいけないかもしれんけども、そこはやめといて、成果というか、落札表見ればおわかりのとおり、かなりの、本来いえば、もっと今入札制度見ると7割だ、8割だと。下手したら6割だと、この辺はないかもしれないけども、十分競争が働く制度にできるはずなんだけど、私としてはこれは働いてないんじゃないかと。

ということで、審査会でと言われるんですけど、じゃ審査会というのはどういう構成メンバーですか、教えてください。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 入札審査会は、副市長を委員長としまして10名以内で、その都度委員長が指名するというようになっておりました、今回の案件は、名簿を忘れましたが、部長さん方6名で構成して、副市長以下6、7名ということでございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今回、この入札の結果、調書を見ますと、8社ですね。8社のうち、2社電子入札ということになれば、当然参加願いが出ておるはずですよ。それで、出ておって記述の時間までに電子入札されなかったということなんですよ。この辺について、何かペナルティーとかそういうのないんですか。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 議員、おっしゃるとおり、まず公募をかけた段階で、応募します。で、その後入札までの期間があるわけでございますけれども、その間に、今回の2社は辞退をされたわけなんですけども、これにつきましては、公募してから15日間というほぼ15日、今回は17日ぐらいあると思うんですけど、見積もり期間をとってあるんですね。建設業法で15日以上というふうになってまし

て、今回17日か18日ぐらいあると思うんですけども。

その間に見積もりをして、予定価格と比較して、積算があわないとか、場合によっては、とりあえず申し込んでみて、ほかの手持ち工事なんかを考えながらこの期間中にいろんな状況で結局辞退されたということも、これはすべて推測ですけれども、あり得るということで、いわゆる入札参加、要するに指名競争みたいな形で指名して、何も連絡をせずにドタキャンといいますか来なかったという場合、そういった場合は、ペナルティ的なことを考えるわけなんですけども、今回の手続きについては通常の手続きではございまして、特段ペナルティには該当しないと考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 一般競争かな、中でも事後審査型ですよ。ということになれば、私の場合、片瀬さんのお話されたようなことはあり得ないと思うんですよ。高かろうが安かろうが、事情はちゃんとした届け出があれば別ですけど、普通は高けりゃ高くたって申し込んでやる気があれば結果的に低いところが当然落札に決まってるんですけども、予定価格以上出しても、別に僕はそれは構いませんし、何らおかしくないと思うんですけど。

この辺の辞退を申し出たということから推測で話したらいけないですけども、非常にこのオープンじゃないなというかね、どこかで手を結んでいるわけじゃないけども、非常にそういう匂いがするということで、こういうものについては予定価格をむしろ出さなくって、お互い自由に競争させたほうがいいんじゃないかなっていう気もするんですけども、その点について、今後の参考に、契約検査課長、どのような考えか教えてください。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 非常に深いところを突かれてまして、契約担当としてもすごく

悩ましい、全国的な市町村の話聞いても、やっぱり悩ましいところございまして、ほぼ10年ぐらい前に、公共工事の適正化に関する法律というのが制定されまして、平成13年ですかね、そのときには公表していきなさい、していったいいですよ、どんどんオープンにいなさいという形で予定価格も公表をされていたわけですね。

そのころは、90%超えるともう談合だと言ってたわけですね、一般的に。そうやって叩かれてた。ところが、最近は落札率が低いのが問題だということで、国なんかにおいては、もう90%以上でなければおかしいようなことまでいってるんですね。

ですので、私どものような小さい市町村は、そういうのに振り回されておりました、今、委員さんがおっしゃられたことというのは、すごく切実な、実は問題なんですけれども、一長一短にはなかなかいかないところもありまして、今は公表させていただいているところございまして、辞退につきましてもいろんな事由があるんだろうなということで、今回、ちょっと参考になるかどうかわからないんですけども、辞退された1社は、応募されてから設楽の庁舎をとられたんですね。8日の日に。その後、辞退届を出されてますので、もしかしたら手持ちの関係もあって、かもしれない。

そういったいろんなことを推測されるわけなんですけれども、そういった業者さんの事情なんかもあって辞退されることについては、ペナルティを課すのはいかなものかということでペナルティを課してないという状況があったり、非常に難しい問題ですので引き続き検討させていただきたいということでよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 最後に1件、お願ひですけども、お願ひはいかんのか。では、質疑で。

やっぱり予定価格という、今見てると要す

るに最低制限価格の表示とか、明らかに談合というのか、そういう状況に置かれる、要するに98%の価格というのは普通は考えられない、予定価格を示されたその以下の話し合いすればできちゃう話になってしまうんで、それらは今後の中で考えていただきたいと思うんですけども、入札制度のあり方についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 ありがとうございます。引き続き検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 この入札の執行に当たって、指名競争入札ではなくて、一般競争入札、それも事後審査型ということにする基本的な考え方というか、その辺についてのお話をお願ひします。

○鈴木眞澄委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 要綱を定めておりました、1千万円以上の工事につきましては一般競争入札というふうにしておりました、特別な事情がない限りは一般競争入札ということですよ。

それで、事後審査型につきましては、事務の効率化のために、先に書類を審査して該当しないのを外すのではなくて、一番低い金額でされたところの書類を見てそこでよければいいし、だめだったら次の人だという、そういう事務の合理化のためにやっておるものでございます。それにつきましても、要綱がありますけれども、これについてはその都度適用させていただくと思ひます。

これによりまして、発注期間が短くなるというメリットがございまして。よろしくお願ひします。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 すいません。契約執行につ

いていろいろ厳しいご意見が出たようですけれども、私ちょっと工事の概要についてお尋ねしますけれども、環境に配慮した点、杉、ヒノキの樹皮をリサイクル活用して、これは市内にこうしたことをやったところが今までであるのか。今回初めてなのか。その樹皮をまぜるのにどれぐらいの厚みをあれてやるのか。ちょっとわかったら教えてほしい。

○鈴木眞澄委員長 小石教育総務課長。

○小石清人教育総務課長 今回のグラウンドの舗装の関係ですけれども、内容といたしましては更土にヒノキや杉の皮をまぜ込んで、薬剤も当然入れるんですが、やるというもので、厚みとしては10センチになります。

それで、グラウンドの整備の仕方にはこういったものと、普通のクレーンみたいな整備があるというような中で、一応今回は環境に配慮ということで、山の整備の関係もありますのでこの手法を使ったということでございます。

それで、この工法ですけれども、実際にやっているところといいますと、この辺ですと設楽町になります。設楽町の中学校のグラウンドの整備が、もう10年以上も前の平成13年に行われておるといふようなところでございます。ほとんど、静岡県と近隣のところで、県内では特にこれといったものはないかと思っております。

で、一応この整備をすることによって工事概要のほうにも上げさせていただいたんですが、この舗装によって排水性がよくなる、水はけがよくなるそうです。あと、杉皮の部分が保水力があるものですから、チリがたちにくいという面がある。それから、土とこの樹皮の繊維が絡み合うものですから、表面の土が流れにくいといったような効果があるということをお聞ひしております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 今、説明があつたように排水の悪い、じゃ今ある既設のグラウンドは排

水の悪いところはこういう方法でやっていく
ような考えがあるのか、ないのか。

○鈴木眞澄委員長 小石教育総務課長。

○小石清人教育総務課長 まだ、今のところ
そういった計画は持っておりません。校舎等
も大分古いところもございますので、とりあ
えず今、そういう考えはないということでお
願いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第90号議案は原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の
審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報
告の作成については、委員長に一任願いたい
と思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会
とさせていただきます。

閉 会 午後2時31分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄